

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	都丸由美子
【住所又は本店所在地】	千葉県松戸市
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2025年12月23日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社精工技研
証券コード	6834
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所スタンダード

【提出者に関する事項】**1【提出者（大量保有者） / 1】**

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	都丸由美子
住所又は本店所在地	千葉県松戸市
事務上の連絡先及び担当者名	都丸由美子
電話番号	047-368-9391

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（特例有限会社）
氏名又は名称	有限会社 高志
住所又は本店所在地	千葉県松戸市下矢切188-11
事務上の連絡先及び担当者名	都丸由美子
電話番号	047-368-9391

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.5
訂正される報告書の報告義務発生日	2011年3月19日
訂正箇所	変更報告書 No.5 委任状添付